

福岡県河川美観対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、北九州市及び福岡市が実施する福岡県知事管理河川の河川環境の美観維持に寄与する清掃事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、別表補助対象の河川及び区間の欄に掲げる河川の区間において北九州市及び福岡市が行う清掃事業とする。

(補助対象経費、補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡県河川美観対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の交付申請書の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、申請者に様式第2号により通知するものとする。

(清掃区間の変更)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業につき、清掃区間を変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、福岡県河川美観対策事業実績報告書（様式第3号）を補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、前条の実績報告書の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経費)

第9条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経費と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度から令和5年度までの補助金について適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。